

第3回

東京都歯科保健対策推進協議会

災害時歯科保健医療活動ガイドライン検討部会

会議録

平成29年6月12日
東京都福祉保健局

(午後 6時25分 開会)

○三ツ木歯科担当課長 それでは、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。定刻まで、まだちょっと早いのですけれども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより第3回東京都歯科保健対策推進協議会災害時歯科保健医療活動ガイドライン検討部会を開催いたします。

議事に入るまで、司会を務めさせていただきます、東京都福祉保健局医療政策部歯科担当課長の三ツ木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あわせまして、本日も活発な討議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本部会は、部会設置要綱第7に基づきまして、公開とさせていただきますこと、記録のために録音いたしますことをあらかじめご了承くださいたく存じます。

着座で失礼させていただきます。

まず、本日の出欠状況でございますが、資料3、委員名簿をご覧いただけますでしょうか。

委員の皆様、ご出席をいただいております。

なお、柳澤委員が多摩府中保健所から渋谷区に異動されましたが、引き続き委員をお引き受けいただいております。

また、東京都保健所から白井委員に新たに参加いただいております。引き続きになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日、事務局は救急災害医療課から野々村課長代理、ご出席いただいております。

医療政策課からは私、三ツ木と田中課長代理が出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元、クリップどめになっているもの、まず次第、それから座席表、資料が1から資料6まで、参考資料が1、2、3となっております。

途中、過不足等ございましたら、お申し出ください。

それでは、これより平田部会長に進行をお願いしたいと存じます。

平田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○平田部会長 三ツ木課長、ありがとうございます。

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきます。

遅い時間に皆様ありがとうございます。お疲れのところかと思いますが、いよいよガイドラインを煮詰める段階になりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は歯科医療救護活動ガイドライン(案)ができてきておりますので、こちらの中身を確認していった、最終案を固めていきたいと思っております。

まず、1月の第2回の部会以降の経緯を事務局から説明をお願いしたいと思います。

○三ツ木歯科担当課長 それでは、説明させていただきます。

第2回の部会にていただきましたご意見を踏まえまして、素案を作成し、委員の皆様にお送りさせていただきました。お忙しい中、ご意見を寄せていただき、まことにありがとうございます。

ご意見と対応につきましてまとめたものが、資料4になります。

ご意見につきましては、後ほど案の中で説明させていただきます。

同時に区市町村に対しまして、意見照会を行っております。

5月18日付で区市町村の保健衛生主管部長宛に依頼しまして、5月に開催されました特別区保健予防課長会と東京都市保健衛生担当課長会にて、直接依頼を行っております。その結果、幾つかご意見をいただきましたので、資料5にまとめさせていただいております。これらのご意見につきましても、後ほど素案の修正案の説明の中で扱わせていただきたいと思いますと思っております。

また、この間、東京都歯科医師会で災害時の定時の取組について地区医師会を対象としたアンケートを実施していただいております。

結果を見せていただき、特に取組が特徴的だった墨田区、調布市歯科医師会、板橋区歯科医師会から追加資料等をいただくなどし、墨田区、それから調布市の歯科医療救護の取組を第2章にコラムの形で追加しております。

また、藤山委員からも歯科衛生士の役割につきまして、原稿をいただきました。第2章に追加しております。後ほど、ご説明させていただきます。

私からは以上でございます。

○平田部会長 ありがとうございます。

時間のない中、追加の資料もいろいろいただきまして、本当にありがとうございます。

これまでのところで、ご質問等はございますでしょうか。

もう既に、お手元の資料4、5をご覧になっているようでございますが、よろしいですか。

(なし)

○平田部会長 それでは、まず第1章の修正点から、ご説明を事務局からお願いできますか。

○三ツ木歯科担当課長 それでは、資料4、部会委員からの意見、資料5、区市町村意見照会結果をご覧くださいませでしょうか。

同資料は、各委員、区市町村からのご意見でございます。

個々のご意見と対応につきましては、後ほど確認いただきたいのですが、これらを踏まえた修正案が資料6、ガイドライン(案)になります。

資料6、ご覧いただけますでしょうか。

全体の変更点といたしましては、図表に通し番号を振りました。

平田委員長からご意見をいただきましたガイドラインでの通し番号と、災害時医療救

護ガイドラインの中での図表番号がわかるよう、表記いたしております。

また、医療救護ガイドラインの引用部分がわかるよう、参照ページを記載しております。

また、中久木委員からご意見をいただき、第1章の「歯科」の文言に下線を引き、歯科関係者のポイントを絞って、読みやすいようにさせていただいております。

その他の変更点のほうは、田中のほうからご説明させていただきます。

○田中課長代理 それでは、資料6の1ページ目から、順を追って簡単に説明をさせていただきます。

1ページ目、災害時の医療救護活動ですが、皆様の素案でお渡ししたものを少し膨らませまして、先生方からご意見いただいた序論として、少し内容を追記いたしました。

まず最初のところで、地域防災計画がどういう位置付けにあり、計画に基づいて東京都は災害対策本部を設置するというような流れを少し書かせていただきました。

半分から下のところで、「歯科医療救護活動は」というところで、医療救護活動の中に歯科医療救護活動が位置づけられているということ、このガイドラインが2章構成になっていて、第1章として、医療救護活動の総論、概論をお示しし、それを踏まえて、第2章で歯科医療救護活動の概要、活動内容、関係機関等の役割を具体的に示しているというような位置づけを記載させていただきました。

また次の行、最後から2番目の段落になるんですけど、「関係機関や歯科医療に関わる関係者は」ということで、このガイドラインはマニュアルではなく、平時にお読みいただいて、習熟しておいてほしいというようなところを記載させていただきました。

次のページをおめくりいただきまして、2ページ目なんですけれど、第1章のところで、点線で囲ったところに、中久木先生からご意見をいただいた部分、あと平田先生からご意見をいただいた「歯科」の部分がわかりやすくということと、大本の医療ガイドラインのどこを参照しているかということがわかるように記載したので、そこを追記してお示ししました。

第1節の1のところ、医療救護ガイドラインの取扱いというところの横に、「医療救護ガイドラインP. 2より」というふうに、ここに引用元を書かせていただいています。

3ページ目の表1のところ、表1というのが、この冊子の図表の通し番号になっておりまして、脇の（医療救護ガイドライン表2より）というのは、医療救護ガイドラインの本体の表の引用の図表の番号を引用元として書かせていただいております。

あとは、少し追記や修正したところをご紹介させていただこうと思います。

まずは3ページ目なんですけれど、表1で新旧フェーズの区分の比較表を新たにガイドラインのほうから引用させていただきました。全体の整理が一番最初にあったほうがわかりやすいというご指摘をいただいたところです。

4 ページ目をおめくりいただきまして、表 3 の下に東京都災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターのそれぞれの名簿がわかるようにということで、ホームページの引用先を載せさせていただいております。

次、8 ページ目です。8 ページ目の(2) 関係機関との連携と役割の分担というところの1 行目に、東京都医師会という「歯科」のところに下線を引いてあるんですけど、歯科の言葉のところにこういった形で、下線を引かせていただいております。

次は14 ページ目をおめくりいただけますでしょうか。

14 ページ目の6、医療救護所の機能というところで、素案の段階では、こちらに医療救護所の機能の中身を細かく載せさせていただいたんですけど、流れの中で、21 ページ以降に区市町村の機能の中に医療救護所というのがもう一度出てきますので、少し整理する形で、21 ページ以降に医療救護所の機能の掲載場所を変更させていただきました。

15 ページですが、15 ページの(イ) 東京DMAT 指定病院の指定というところで、DMAT 指定病院の一覧のホームページの引用先を追記させていただいております。

それから、19 ページになります。

19 ページの表 19 で、医療対策拠点の一覧表を医療救護ガイドラインから引用する形で、載せさせていただいております。

また、19 ページの下の参考として、地域災害医療連携会議、平時から医療圏単位に設置しているものですが、こちらの言葉の解説を入れさせていただきました。

21 ページをおめくりいただいて、21 ページの5 のところで、先ほど前から後ろに移しましたというご説明をさせていただいたんですけど、区市町村における災害医療体制の中での医療救護所の設置ということで、こちらに医療救護所の機能等を詳しく書かせていただいております。

それから、26 ページをおめくりください。

第6 節の搬送体制のところに、言葉の説明として、広域医療搬送拠点臨時医療施設の設置ということで、図の中に出てくる言葉を説明する形で、追記をさせていただきました。

ちょっと飛びますが、40 ページをおめくりいただいて、亜急性期以降の活動の中で、オの医療チーム派遣要請という項を一つ追記させていただいております。

これは、区市町村照会の中で、亜急性期以降は医療対策拠点が閉鎖されるので、区市町村からどういう形で医療チームの派遣を要請するのかというご質問をいただいたので、その視点で医療救護ガイドラインの中から引用させていただいております。

あとは、区市町村意見照会の中で、医療救護ガイドラインのDAMT の体制ですとか、そういったところについて、幾つかご質問をいただいているんですけど、こちらは資料5 のほうに、対応状況ということで載せさせていただいておりますので、後

ほど、お読みいただければと思います。

第1章は以上です。

○平田部会長 詳細にありがとうございました。

第1章は、そもそものガイドラインがあるもののまとめなおしですので、内容どうこうではなく、使いやすいかどうかというか、説明にもありましたが、これ自身を災害があったときに持って行って活用するものではなくて、平時のときに、その体制づくりのための、言ったら最初の勉強に使い始めるものというような位置づけとっていただいたほうがわかりやすいと思います。

大分、見やすくなったように思うんですが、ご意見等いかがでしょうか。

まだ、ご覧になっている方も、ちょっと見ていただいて。

特に、内容に整合性がないとか、完全に間違っているというのを見つけるのは、なかなか難しいと思いますが、重複があるとか、お気づきの点があればなんですけども。ざっと見た感じでは、大丈夫だとは思いますが、いかがですかね。

大体よろしいですか。どうぞ。

○湯澤委員 2ページなのですが、網掛けの四角の中に、「必要に応じて、災害時医療救護活動ガイドラインを参照してください」と書いてあるんですが、ぱっと見ると医療救護ガイドラインをもっと簡単に見られる方法と、よく見ると、下のほうにはガイドラインのURLが書いてあるんですけど、これ何か、すぐ下のURLに行けるような印とか、何か書いてもらったほうが、わかりやすいんじゃないかなと思うんですが。

○平田部会長 この米印の位置という見方でいいですか。

○湯澤委員 はい。

○平田部会長 当初はURLを入れてくださいというリクエストを書いているときに、いっそのことQRコードとかも入れたほうがいいかなとか思ったんですが、さすがにそこまではやり過ぎだと。これはあれですね、初出が上になっているんですよ。今ご指摘いただいたとおり。なので、米印の位置を初出の上の囲みのほうに持って行って、点線囲みの下に、このURLを移動するというようなことでよろしいですか。

○湯澤委員 そのほうがわかりやすいんじゃないかと私は思います。

○平田部会長 ありがとうございます。じゃあ、ちょっと事務局のほうで、またそちらのほうは対応をお願いいたします。

ほか、よろしいですか。

この囲みのほうが、後から追加されたので、前後が入れかわっていたんです。そういう不整合をもしお気づきの点があれば、また事務局まで、お申しつけください。

そうしましたら、次に進みたいと思います。

今度は第2章ですね。いよいよこちらが本番になるわけですが、第2章について、また事務局のほうから説明をお願いいたします。

○田中課長代理 では、続けて第2章のほうのご説明をさせていただきます。

43ページからになります。

43ページの冒頭も、やはり囲みをつくりまして、災害時の歯科医療救護活動とは、ということで、枠に入れさせていただいています。

特に2段目から、「歯科医療救護活動として必要とされる内容や緊急性、継続性は、災害の規模、形態、発生場所、発生時間帯、発生時期などによって異なります。関係機関が連携し、歯科医療救護として求められている活動を的確に把握し、行動していきます」という一文を入れさせていただきました。

さらに、位置づけをよりわかりやすくしたほうがいいんじゃないかという、ご指摘をいただいていたので、第2章の第1節として、災害時歯科医療救護活動の基本的な考え方を、災害時の歯科医療救護の概要を整理した形で入れ込んであります。

最初に、災害時の歯科医療救護活動とはということで、簡単に書かせていただいて、第2章の歯科医療救護活動という、この第2章の位置づけとして、こちらにも必要に応じて見直していくということがわかるような形で、明記したほうがいいというご指摘をいただきましたので、これまでの委員会の検討と、今後必要に応じて見直していきますという位置づけを書かせていただいております。

続けて、45ページなのですが、45ページは、医療救護活動を記載してある22ページの表22という医療救護所の設営時期という表があるんですけど、この表に合わせる形で、応急歯科医療救護、災害関連疾病予防対策というところの線引きを少し修正をかけさせていただいております。

続きまして、46ページ、2のイ、地区歯科医師会の取組のところ、2段目のところ、「超急性期・急性期」という記載で、口腔外科領域の傷病が多く生じる可能性があることからということで、口腔外科処置の経験を多く有する歯科医師を班員に入れることを考慮しますというところで、ここの前段に、口腔外科学会の認定医や専門医という例示を出させていただいたんですけど、その学会に限るということでもないというご指摘をいただいたので、そこの文言は取らせていただいております。

「口腔外科処置の経験を多く有する歯科医師を」ということで、まとめさせていただいております。

47ページ、3行目のところで、「また、歯科医師等は、区市町村との協定に基づき、トリアージに協力します」というところで、歯科医療救護のこの章は、「状況に応じてトリアージに協力します」という文言を入れさせていただきました。医療救護活動ガイドラインのほうでは、「状況に応じて」という言葉が入っていませんので、そこをご指摘いただき、「状況に応じて」という言葉は取らせていただいております。

エのところ、東京都の役割の活動内容のところ、2行目のところ、「都が必要と判断したときは、区市町村の歯科医療救護活動を応援・補完する立場から」という文言を追加させていただいております。

また、オのところ、東京都歯科医師会の活動内容のところ、2段落目のところで、

「東京都から都歯科医療救護班の派遣要請を受けて」の後、「東京都歯科衛生士会や東京都歯科技工士会等と協力して都歯科医療救護班を編成し」というところで、歯科衛生士会、歯科技工士会との協力ということを文言として追加させていただいております。

48ページになります。

最初のなお書きのところから3行目のところ、高齢者や要配慮者についての書き込みのところなのですが、「障害者歯科医療や高齢者歯科医療、摂食嚥下機能支援などの知識や経験を有する歯科医師を歯科医療救護班の班員に入れることも考慮しておきます」という文言を、ご指摘いただき、追加させていただきました。

50ページをおめくりいただき、もともと50ページの、この図11のところ、8ページの図1が入っていたんですけど、8ページの図1は、東京都の医療救護体制の全体を示す図であって、東京都歯科医師会さんと地区歯科医師会さんの関係性などは、ちょっと見えづらいというご指摘をいただいていたところだったので、歯科医療救護活動における連携体制ということで、歯科の部分にスポットを当てるような形での図を作成いたしまして、挿入させていただいております。

50ページの2のところ、イ、地区歯科医師会の活動のところ、最後の行のところに、地区歯科医師会の役割として、被害状況を把握し、というくだりの中に、「あわせて」以降を追加させていただいて、「あわせて、医療救護所の設置や運営等に協力します」という、歯科医師会としてできることをやるということを記載したほうがいいんじゃないかというご意見をいただいたので、その部分を追記させていただいております。

52ページをおめくりいただき、ここが歯科医師会さんでアンケートをとっていただいた中から、幾つか特徴的だったところに照会をかけて、こちらでコラムの形で導入をさせていただいております。

まず最初が、墨田区の本所歯科医師会・向島歯科医師会の取組ということで、紹介をさせていただいております。

墨田区は、都内で初めて、区の中に災害歯科コーディネーターをしたということで、それが地域防災計画に位置づけてありまして、その具体的な内容が、医療救護のマニュアル等の中でも示されていたので、そのあたりを紹介させていただいております。

こちらは墨田区さんにも照会をとらせていただき、ご承諾をいただいた内容になっています。

それから、55ページになります。

もう一つ、地区の取組ということで、調布市歯科医師会さんの取組を載せさせていただいております。

調布市歯科医師会さんの中で特徴的だったのは、調布市の地域防災計画の中で、歯科

医療救護班がトリアージを実施するということが明記されておりまして、その地域防災計画に基づいて、調布市歯科医師会が、歯科医師会の中で災害時の行動マニュアルを策定されていて、それぞれが自動参集するように、個々の医療救護所には誰と誰が行くというような名簿を常に更新していて、その中で活動を意識しながら、平時のときから打ち合わせ等を行っているというようなことだったので、その内容を記載させていただきました。

こちらは、今、調布市の歯科医師会さんが、市と医師会に承諾をとっているというところなので、問題がなければこのままいきますが、もしかしたら、ちょっと内容が変わるかもしれません。

続きまして、56ページ、第5節の1のところ、一番下の「また」以降のところ、「誤嚥性肺炎などの増加することが考えられ」の後に、「誤嚥性肺炎は、死につながるおそれもあります」ということを文言として追加したほうがいいんじゃないかというご指摘をいただいたので、追加をさせていただいております。

57ページ、2番の「口腔ケアのための巡回活動」という箇所です。

こちらは、もともと口腔ケアと巡回活動というような言葉にさせていただいていたんですが、口腔ケアという言葉は、それぞれ被災された方々がするのも口腔ケアだし、例えば、歯科衛生士さんたちが巡回をするときにする口腔ケア等ということで、言葉の意味が不明確になるおそれもあるとご指摘をいただきまして、口腔ケアのための巡回活動という「ための」を追記させていただいております。

1行目のところも、「口腔ケアについては」ということで、「歯科衛生士等の巡回等により歯科保健指導等の対応を行います」ということで、少し言葉を整理するような形で追加をさせていただきました。

58ページの3のところも同様に、「口腔ケアのための巡回活動に必要な書類」、59ページ、4番のところ、「口腔ケアのための歯科保健指導の実際」というようなことで、言葉を整理させていただきました。

また、61ページには、歯科衛生士の役割ということで、藤山委員から原稿をいただきまして、歯科衛生士さんの災害時でのかわりですとか、平時からの取組ということコラムの形で入れさせていただいております。

駆け足ですが、以上になります。

○平田部会長 ありがとうございます。

ただいまの中で、大分修正箇所も多かったのですが、先生方に見ていただいて大変かと思いますが、気になった点とか、ご質問とかございますか。いかがでしょう。

じゃあ、柳澤委員。

○柳澤委員 これは、座長に確認をしたいなと思うんですけども、調布市の取組で、歯科医師がトリアージを行うというところの記載があるんですけども、これ例えば、トリアージにおいて黒タグもつけなきゃいけないということまでを想定した場合、歯

科医師はそこまですることがよいのか、また、赤、黄、緑の判断をこういう形で、オフィシャルな形でといったら言い方変なんですけれども、歯科医師がやってよろしいという形で、こういったマニュアルに記載するのは、妥当性といったら言い方変なんですけれども、そういったものというのはいかがなんでしょうか。

- 平田部会長 法的な解釈とするならば、非常事態の場合には、いわゆる医師法違反の違法性は阻却されるというのが見方だと思うんですが、おっしゃっているのは、その状況にあるかどうかというものの判断であるとか、そういったものが、ここには書かれていないで、この部分だけ書かれているのでということをもとに、心配されているのかなというふうに推察いたします。

ただ、これはもともと調布市歯科医師会のほうのマニュアルをベースに照会をしているということなので、そちらのほうで、そのように定めがあるということを紹介しているという位置づけに書いてあります。

そこを逆に抜いてしまうと、紹介にならないというところもあり、これだけなので、言葉足らずなところもありといったところで、これは皆様のご意見も伺っておいたほうがいいかなと思います。いかがですか。

- 勝俣委員 トリアージは、最終的には黒タグがついても、赤タグがついても、最終的に2次トリアージをするので、問題はないでしょうというのが、トリアージをする。どこかで話したときに、最終的にトリアージをするんだから大丈夫ですと。ですから、黒タグをつけていいか悪いかというのは、あんまり問題にならないみたいです。

- 平田部会長 中久木委員、いかがですか。

- 中久木委員 最近の新聞報道とかでは、表現がちょっと決まってきたような気がして、心肺機能を停止していたとか何か、そういう表現までしか使わないような。トリアージという言葉に対する正確な理解を社会がしていれば、余り問題はないんですが、場合によって、55ページの括弧書きで書いてあるトリアージの実施という表現をなくすかどうかという、トラブルを避けるならなくすかどうかということなのかもしれないし、一般社団法人調布市歯科医師会のガイドラインに記載がその文言であるのであれば、そこからの引用みたいなことをもうちょっとはっきりと、それよりの引用ということをはっきり明示しておくのも一つの手かもしれないというふうには感じます。

- 白井委員 この囲みの真ん中くらいでしょうか、調布市歯科医師会や会員がとるべき具体的な行動を、歯科医師会独自に「災害時歯科医療対策マニュアル」としてまとめましたという表記があるので、恐らくこの中に、ここでいうトリアージというのがどういふふうに行われているとか、行うのかということが記載されているかと考えます。

そこをちゃんと書いていただければ、余り問題なく、もし何かおっしゃる方がいらしても、ここに書いてあるトリアージですというふうにご説明ができるのかなというふうにいるんですけども、どんなふうここに書かれているかによるかもしれませ

ん。

○平田部会長 事務局のほうからその点、確認はとれていますでしょうか。

○田中課長代理 まずマニュアルの中では一次トリアージをしますということが明記されている、になっています。

最初から二つ目の（トリアージの実施）という言葉は、逆にこれは調布市の地域防災計画の文言そのものなんですね。なので、あくまでも引用でという言葉そのまま使ったほうが逆にいいのかなとは思っているのですが。

○平田部会長 ということは、四つ目の丸のところのトリアージ活動や歯科医療業務活動を行いますところが、厳密に言えば、本来一次トリアージになっていけば問題ないということですね。

○田中課長代理 その下の「マニュアルの中でフェーズ区分の考え方を以下のように具体的に示しました」、というところには「一次トリアージ」という表現になっています。それが正しい表現なのかもしれないので、そうしたら4個目の丸の、この、「協定書に基づき、トリアージ活動」というところに「一次トリアージ」というふうに逆に正確に記載をしておいたほうが良いのではないかと思います。

○平田部会長 書いておいたほうが誤解を受けて、これについてどうなっているんだというようなものが少なくなるかなと思います。

そういった形のほうがよろしいですかね。じゃあ事務局のほうでそちらのほう、一次トリアージというふうに文言を変更していただくという形で。

○中久木委員 一つ附随でいいですか。

今の大きなトピックとしては違うんですけども、調布市と墨田区の紹介の囲みがちょっと僕としてはいまいち判断しにくいような紹介の囲みの書き方をされていて、どここの誰々さんに原稿を依頼して書いたという文章なのか、それとも完全に向こうのマニュアルから引用したということ、こちらが紹介するのか、何かどっちかになっていたほうがわかりやすいような気がするんですね。

今これはお伺いしたことをまとめたような感じになっているみたいですけど、この形でいくんだったら、どここの誰々さんというのをもし可能だったら入れていただいたほうが私としてはわかりやすいかなと思うんですけど。この一番下にある調布市歯科医師会というところをトップに持ってきて、調布市歯科医師会の災害担当の誰々先生という方が書いたよという文章で紹介していただくと、こう図っていますと。防災計画にはこう定められていて、実際はこういうことをしていますという紹介文章を投稿してもらったみたいな形になっているほうが何となくわかりやすいような気がしています。

そうするとコラムの中に関しては東京都の範疇ではなくて、あくまでも向こうの範疇で向こうの表現でそう使われているということがはっきりわかるかなという気はするんですけど。

それか、そういうのが難しければ、これこれこうだったのでご紹介しますとって、そこから下はまた枠組みにして、そこの防災計画にはこのように記載されていますと、いうことをただ紹介するか。ちょっと半端に見えて、どっちなんだかよくわからないようなミックスしたような感じがするので、そこが下手するとひっかかるかもしれないという気はします。

○勝俣委員 もとが曖昧なんだから仕方ないという。

○平田部会長 私も似たような印象を持ってしまして、私はもうちょっと簡単かというと、囲みの一番タイトルのところに、取組のご紹介とか取組事例紹介とか、何か入れる、ただそうすると中久木委員がおっしゃっているように、誰が文責なのかというのが一番下にぱっと書いてあるだけではわかりにくいなどは思っていて、どうしたらいいかなと思ったところですけども。

やっぱり、ただ文責というところまで書いてしまうと、やり過ぎだと思ってしまうので、このガイドラインとして、こういうことをやってくれと言っているのではないという意味での紹介、事例紹介ですよ。というのがわかるようにするには、一番シンプルにそれがわかるようにするのはどうするのがいいか、どなたか案をお持ちであれば。

余り向こうに投げてしまっても、どうかなというところもありますし。

○湯澤委員 この墨田区の件なんですけど、私は地元なのであれなんですけども。これは正直申しまして、これ墨田区の実例なんです。一般社団法人本所医師会と向島歯科医師会がこれを書いたというわけではない文章なんです。だから僕も皆さんがおっしゃるように、何か地区の実例としてはちょっと、何か違うかなというような感じは受けた感じで。

墨田区の実例担当の方がこれを書いてくれた話であって、本所歯科医師会と向島歯科医師会としての実例というよりも、墨田区の実例の紹介。

○平田部会長 タイトルのところを「墨田区の実例の紹介」で、～本所歯科医師会・向島歯科医師会より～とかいうような形ではいかがでしょうか。そのほうがいいですか。

後ろは、調布市の実例なんです。

○田中課長代理 調布市は前段で地域防災計画の中での歯科医療救護の位置づけを書いて、どういう場に災害対策本部を設置しますよというのがあり、それを受けて、マニュアルをつくって、こういうふうに市の歯科医師会が取り組んでいますという両方の実例を紹介するような形にさせていただいています。

○平田部会長 もうその違いをタイトルで細かく区別するほど厳密なものではないと思うので、墨田区の方に合わせて、墨田区での実例のご紹介というような形にして、本所歯科医師会・向島歯科医師会よりとか、後ろのほうも調布市での実例のご紹介にして、調布市歯科医師会よりということ、場所と情報ソースを明示するという形で試みるのでいかがでしょうか。

○白井委員 これ、ご覧になった方が、もしかしたらこのことを問い合わせたいと思われ

る可能性もあるかもしれないと思うんですね。そのときに、ここ一番下に、例えば調布市は調布市歯科医師会と書いてあれば、そこに問い合わせがいくのかなと思いますし、墨田区であれば二つの歯科医師会が挙げられているので、どちらか聞きやすいほうに聞くのかなと思うんですけれども、そこら辺を、調整とかって何かされているんでしょうか。

○田中課長代理 実際は墨田区のこの取組の紹介は、墨田区の保健計画課さんに直接資料をいただいて、こちらでまとめたものなんです。調布市は調布市歯科医師会さんがいろいろ資料をくださってまとめました。なので、そこが明示されるような形で、それをもとにまとめましたということ、冒頭に記載してみようと思います。

○平田部会長 そうですね。であれば、本当の情報ソースを一番下の囲みのところに入れて。ですから前のほうは墨田区になるわけですね。後ろは調布市歯科医師会さんが入って。上のタイトルはそこを分けて書くと逆に囲みの目的というか、狙っているものが違うものなのか何なのかわからないので、先ほど言ったように、各地区の取組の紹介で、どこからの話なのと。話なのというのは、別にそこに聞きましたというわけじゃないですが、取組状況は前段で確認をしているはずなので、地区歯科医師会さんのお名前を紹介するという形で統一した形で、一度ちょっとそれで整理をしてみて、こちらのほうはちょっと、もう一度事務局で整理されたものをご確認させていただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○平田部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

○中久木委員 ちょっと質問を何点か。先ほどご説明いただいた順番でいきますが、45ページの図10というのが、これ、22ページのやつを拾いましたみたいなお話だったと思うんですけど、これってあえてフェーズ幾つって書くのをやめたんですって。

○田中課長代理 いえ、もともとこちらでつくったときにフェーズ0・1・2というのは入れた表にしていなかったの。特に意識していません。

○中久木委員 割とほかのところはフェーズ1・2とか表現を使って表22という、22ページのやつは急性期とか、亜急性期とか、表現は一緒みたいなので、場合によってそろえているのであれば、フェーズという表現を入れてもいいのかなと。医療救護活動におけるフェーズ区分というふうに書いてあって、これだけを準用するというのは急性期フェーズ、亜急性期フェーズと呼ぶことになると思うんですけど、この都で定めているやつは一応フェーズ2を亜急性期とか、そこはつながっているみたいですから。つなげてもいいのかなというふうには、ちょっと思いました。

○平田部会長 大丈夫ですか。

○田中課長代理 追記させていただきます。

○中久木委員 2点目は、48ページ目の上のほうで、早期から口腔衛生対策云々の必要

性が高まる場合があるのでというところの、専門的な知識や経験を有する方もというところなんですけれども、ここだけではないかもしれないんですが、この表現が、その前にありました口腔外科処置の経験を多く有する歯科医師は構わないかなと思うんですけど、口腔衛生対策云々ということで書いてあるからには、障害者歯科医療や高齢者歯科医療が摂食嚥下機能支援を提供している半数くらいは歯科衛生士ですので、この知識や経験を有する歯科医師という表現にするんじゃないかと、歯科医療従事者とか、何かもうちょっと幅広く表現をしたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、ご検討を。歯科医師と書かなければいけない何かがあるなら別ですけど。医療救護チームのコーナーだからないだろうと思うので、ご検討いただけたらいいなと思います。

3点目は、50ページなんですけど、先ほど最後に追加をしましたとおっしゃった、医療救護所の設置の運営などに協力しますというのは、これもそれぞれの各区とか市とかの地区との協定なり何とかにのっとってという、地区のことを書いているのかなと思いつつ、もしかして都の話なのかしらと思ったんですけど。それがどちらかの話なら、どちらかって書いておいたほうがはっきりしていいかなというふうに思いました。

4点目は、57ページ目なんですけど、口腔ケアのための巡回活動というものの一段目の最後のほうに、「災害弱者」という言葉が出てくるんですが、僕は時々あえてローカルな会では災害弱者という言葉を使っていますが、なるべくパブリックな場では災害弱者という表現を避けているんですけど。これって、余り問題がないから使ってもいいのかもしれないんですけど、個人的には災害弱者と言われるほうは気分がよくないだろうから、と避けているんですね。

こういった文書に使っていい表現ならいいんですけども、若干微妙な表現ならほかの表現に変えておいてもいいのかなという。災害に限っていえば、災害時要配慮者という言葉も、あえてつくって使っているようですから、そういうのにそろえるという手もあるのかなというふうには思いました。

以上です。

○平田部会長 ありがとうございます。事務局のほう、大丈夫でしょうか。

今、中久木委員のほうで解説していただいています。57ページのところは、配慮した用語でもいいのかもしれないとか、ガイドラインですので、法的なことを規定していることを書いてわけじゃないので。ここの内容が。マイルドな言葉のほうに置きかえられるのであれば、そのようにしていただけたらいいかなと思います。

50ページのほうですが、これはあくまで主語は地区歯科医師会ですと書いてあるわけですね。もちろん中久木委員がおっしゃるような各地区の協定がある前提だとは思いますが、これはガイドラインということで、こういったこともあるよということを書いているということで、これをやれという、いわゆるレギュレーションしている

わけでは決してないという位置づけだというふうに思いますので、主語がわかりにくいようであれば、また以下のところが、ちょっと複雑になっているので、もう一個主語を補うなりなんなりということかと思えますけど、必要ですかね、であれば追加すると。

○中久木委員 僕の読解力が悪いのかもしれないですけど、僕はこれがよくわからなかったの、僕は必要だと思います。都に報告します、とあわせて、医療救護所の設置や運営等に協力しますという、ここの文章だけを読むと、東京都が設置する医療救護所の設置や運営に協力してくれというふうに言っているのか、それとも各市町村が設置している医療救護所の云々という部分、ちょっとそれだけわからなくて。よく読めば東京都はそういうものを設置するのか設置しないのか、どこかに書いてあるのかもしれませんが、ここだけ読むとわからないなと思ったんです。

○平田部会長 途中で段落が変わっているの、確かに切れているからわかりにくいですね。このイのところ自体が一番最初に始まっている「地区歯科医師会は」の主語が全部にかかっているというのが、多分いいんだと思うんですが。そういう読み方でよろしいですか。

ちょっとお願いします。

○白井委員 細かく読むと、この章というか、ここの項は情報収集・集約、という表題がついているので、もしかしたらこの「医療救護所の設置や運営などに協力します」は、医療救護所の設置したところか、ちょっと違うところに記載していただいたほうがいいかもしれないですね。

○平田部会長 そうですね。建設的なご意見ありがとうございます。その適切な場所に移動するのか、もしくはもう十分書いてあるので、重ねて言う必要がないのであれば、削除していただくということで、ちょっと調整をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○柳澤委員 亜急性期以降のところ、恐らくこれ、受援のことも考えていかなければいけないのかなと思っていて、例えば情報を挙げていくのはどうするんだろうと見ていたときに、ここの文言だけを見ると、とてもよくわからなくて、何かしらフローみたいなものというのはなかったのかなと。ここからここに情報を挙げていく、ここからこことやりとりをするといったようなものがないと、亜急性期以降、特に医療対策拠点が閉鎖されてしまった後というのが一体どうすればいいのだろうというのが完全に宙に浮くのではないかなという気がするんですが、そこについて何かしら書き込む予定というのはあるんでしょうか。

○田中課長代理 亜急性期以降は医療対策拠点がなくなって、直接、都と区市町村とのやりとりになるということは、イメージ的には図 1-1 の中で医療対策拠点がなくなった時点で区市町村と東京都が直接のやりとりという、拠点を飛ばす形の流れになります。何かそこを区別して亜急性期以降と、ちょっと整理をした図があったほうがよければ。

それをもう一つ、つくりたいと思いますが。

○柳澤委員 あくまでも私見ですけれども、今までずっとこの医療対策拠点の方とやりとりをしていたところが急に飛んで、また違う方にカウンターパートが変わるということになってしまうので、そこはやはり何か明示しておいていただいたほうがわかりやすいのかなというのは、個人的に今思っているところです。

○平田部会長 大丈夫ですか。

○田中課長代理 はい。

○平田部会長 じゃあその追記をしていただくということで、私も個人的には受援、受入態勢ですね、のところは今後もう少し厚くしていかないかというふうには思っているんですが、現時点では恐らくこのガイドラインを読んで、準備をする方たちがやることではなさそうなので、そういう体制になったときには、これを読んでやる立場だった方たちも、もうまさしく受け身の態勢になっているはずですから、またそれはちょっともう少し体制が深くなってから議論してもいいのかなというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか。

○勝俣委員 67ページから参考資料になっているんですけど、それ以降、67ページというページを参考資料とつけちゃったもんで1ページからずれていますけど。しょうもないことで。

○平田部会長 目次のページがずれているということですね。参考資料が多分違うところに入るのかどういう形、66が白紙ページで送っていますので、それでずれたのかもしれないですし、修正をお願いします。

あと、これこそしようもない話かもしれないんですが、第1章と第2章で極端に言うと、第2章が今回のこのガイドラインの主役であるので、できれば43ページ、第2章、第1章もそれで合わせないといけないと思いますが、第2章のところのフォントサイズをもう少し目立つようにしていただいて、ここから始まるというのがわかるようにしていただいたほうが、ものすごくシームレスに連続してしまっていて、探しにくいのかなという気はしました。

これら、事務局のほうで全部もう一度確認をしていただいて、整理をした上で、部長確認ということでよろしいでしょうか。

ほか、ございますか。どうぞ。

○白井委員 細かいところで恐縮なんですけれども、これちょっと私も執筆したときの責任があるんですが、例えば、42ページのところに、(イ)の一番下、また以降です。「適切に歯科保健指導や検診・予防処置を行います」という表記があって、いわゆる歯科医療救護班が、検診もやるというようなことも入っているわけですね。

43ページのところには今度「口腔保健指導」という言葉を使っているんですね。「歯科保健指導」と前のページであるのが、次は、「口腔保健指導」になっていて、

それから、「応急歯科治療」と書いてあるところと、「応急歯科医療」になっているところがあり、本当に細かいですが、恐らくこれを読んでいる人がいろんな言葉が出てきて、わからなくなってしまうかと思います。さらに口腔ケアとかも出てくるので、ここら辺の同じ意味のものは同じ文言でそろえていただいたほうがわかりやすいかなと思いました。

- 平田部会長 ただいまの「応急歯科医療」と「応急歯科治療」の表記揺れ、それから恐らく「口腔保健指導」は「歯科保健指導」で多分統一でいいかと思いますので、こちらのほうをちょっともう一度チェックをしていただいて、確認をしていただきたいと思います。

これらの意見をほとんど案に盛り込んでいただいているかと思いますが、こちらの資料4・5はかなりボリュームがあるんですけども、案に盛り込めなかったご意見等はございますでしょうか。あればご説明をお願いします。

- 三ツ木歯科担当課長 では、資料4をご覧くださいませでしょうか。

部会委員からのご意見ということで、向かって表の左端の番号6番のところになります。6番目のご意見といたしまして、「歯学部や病院歯科の位置づけ」ということでございますが、こちらのほうは案に盛り込んでおりません。

- 平田部会長 ありがとうございます。歯学部附属病院等との連携については過去の部会でも私のほうからも意見出しをさせていただいたような経緯もあるわけですが、今回のガイドライン作成に当たっては、ガイドラインをつくるから、大学との連携協議を進めていくというのは、ちょっと順番が狂っているかと思います。つまりガイドラインができて、体制をこういうふうにつくるというのが決まった段から初めて動き出す。あるいは今情報としてお聞きしている範囲では、個別に各病院と提携を結ばれたりというような形の取組をされているところもございますので、それをこのガイドラインをつくるために仕切り直してという位置づけでは決してございませんので、今後連携策はきちんと協議して進めていかなければいけないということですが、こちらのほうは歯科保健対策協議会にガイドラインを報告する際に、その旨を意見として報告するというのでいかがでしょうか。

事務局、そういう案でよろしいですか。

- 三ツ木歯科担当課長 承知いたしました。そのようにさせていただければと思います。

- 中久木委員 すみません、これ私が出した意見なんですけど。専門性のあるスタッフを必要に応じて要望したほうがいいのではないかという表現、先ほど私が指摘した部分でもありますが、そういった表現を入れるのであれば、入れてもいいのかなと思ったんですね。もしかしたら私がイメージしているのと、今議論されているレベルが違うのかもしれないけれども、そのところどころ大ざっぱなファジーな表現が幾つか出てきますけれども、ちよろっとどこかに入れたほうが議論のきっかけになるというときがあるので、私はそういう意味で入れたほうがいいかなということは思ったもので、

表現したんですね。

例えば先ほどの「口腔外科学会の専門医」とかまで書いてしまうと、それも特に口腔外科学会だけじゃなきゃいけないのかとか、専門医じゃなきゃいけないのかとか、そういうことになってきますけれども。その「地域の体制を構築するに当たって、病院歯科や歯学科などの歯科医療従事者が多いところとの協力も求める」とか、例えばそういうくらいまでの表現を求めることが好ましいとか、そういった表現までは入れておいても、そうすると次の話に進みやすいかなという意味で、アイデアを入れたんですけど。そういうのが世の順序に反しているのであれば入れなくて、もちろんいいと思いますけど。個人的にはそういう表現があったほうが。ガイドラインなので、いいんじゃないかなとは思ったんですね。ガイドラインとか申し合わせまでは入れてもいいんじゃないかと思いますが、協定とかになるとちょっと入れちゃだめだと思いますけど。という意味で出した提案ではあります。

○平田部会長 狙っていらっしゃるところはよくわかりました。

一つは、個人レベル、要は人的リソースとして、それがそこにいるからそれを使おうというようなものの書きぶりをしたときに、やはり組織としての対応を求める、要は、これは都が出す以上は都对組織、つまりこの場合は大学、あるいは大学病院という形のものが、当然ネゴがされた上で全員承知の上でそれは当然だよねという話と、そういう条件なんだから、そういうのをするのは当たり前じゃないかという話とはちょっと多分レベルが違う話だと思うんですね。

今回、私のほうからその意見を付して、上に上げたいとかという形で申し上げているのは、もう当然先生がおっしゃっているところも酌んでというか、そういったものが必要だという議論がされているという形で、今後それについて検討し、必要な手当をしていきたいという、この部会としての意見という形で上げていきたいと思っておりますので、一応そういう形でご納得いただければなと思いますが。よろしいでしょうか。

○中久木委員 はい。わかりました。前も共有したかもしれませんが、日本歯科医師会では病院関係の4団体と申し合わせをしていますので、都に必要なのであれば東京都歯科医師会さんをお願いをして、日本歯科医師会に申し上げ、上に上げてそのレベルで病院のほうに、申し合わせレベルですけれども、要望をかけるという体制は今のところできていますので、活用いただければと思います。

○平田部会長 今言っていたいたところが一番大事なところだと思います。ありがとうございます。

ほか、委員の皆様いかがでしょうか。

○勝俣委員 すみません、先ほどページ数が云々って、気がついたのはなぜかという、医療チームの編成・派遣要請書をまずは出して、それで出せる、出せないというのを、問い合わせて、それで何ページだったかな。すみません、51ページで、現実に派遣

するときに、ちょっと困るんだろうなと思うことが、ちょっと頭にひっかかったので、51ページの3行目に「医療派遣チーム編成・派遣要請書兼決定書により、東京都歯科医師会に対し、都歯科医療救護班の編成・派遣を要請する」というふうにあるんですけど、要請がきて応えたときに、じゃあ行ってくださいという、公用令書というんですけど、その記載は全然ないわけで、この派遣要請書兼決定書、決定書は、医療対策拠点に送っていきますよという連絡はするんですけど、例えば派遣される人たちは決定されて何か持って行くという記載が全くないので、いつまであれかわからないですけど、環七の中に入ろうと思っても入れてもらえない。

言っている意味わかりますか。要するにこれを見ると、派遣されるチームは都からここに行ってくださいという命令書のようなもの、決定書は医療対策拠点に行っちゃうわけですね。

- 中久木委員 派遣された人が困るということですか。派遣に行ったけど、誰に何を聞けばいいかわからないとか、そういうことでしょうか。
- 勝俣委員 それは医療拠点に行けば話はあるけど、行けるか行けないかの問題で。
- 中久木委員 交通手段とか。
- 勝俣委員 検問なり規制とかして行けないんですよ。それで、これはガイドラインでこうなっていますが、本来は条例の中に公用令書とか、派遣命令というものがあるので、それをこの中に少し入れておいてもらわないと、公用令書がないと、実は我々は身分保障も事故があったときなんかということを受けない根拠が。この要請書と決定書があればいいのかもしれないですけど。本来は公用令書というものがあって、それを示せば、どこでも入っていいですよと言われるんですけども。

その記載を少し入れられますか。

- 田中課長代理 不勉強で申し訳ないのですが、この様式自体は変えられないものだと思います。
- 勝俣委員 この様式はこの様式でいいんです。
- 野々村課長代理 今、先生からお話がありましたように、こちらの様式は、どこのチームに派遣していただきたいというものです。この前に、東京都から歯科医師会に協定に基づき、医療救護班の派遣をお願いする公式文書のほうが届くという形になります。もしそこで被災とかされた場合は災害救助法の適用がされるので、怪我とかをされた場合につきましては、災害援助法の扶助費のほうで対応させていただくという形にはなっています。

ですから、特に根拠がなくて行くとかというわけではなくて、やはり私どものほうから先生方へご依頼しない限りは、原則先生たちも特に活動としてお願いすることはありませんので、そういう意味ではないという形にはなります。

先生のご質問に答えているかどうかかわからないんですが。

- 勝俣委員 いや、それはわかりますけど、私はこの派遣要請書とか、決定書、例えば持

っていれば、あるいはその事実があれば、何かあったときに大丈夫だとは思っていますよ。現実。それはそうなんですけど、現実じゃあ、あなた方行きなさいというときに、わかりましたと行くんですけど、私たちはこういうことで行くんですよという手形みたいなものがないわけじゃないですか、関所を突破する。

○中久木委員 個別の名前の書いた依頼状がないと

○野々村課長代理 そうですね。そちらにつきましては、毎年ですけれども、医療従事者証ということで、させていただいていまして、一応そちらがその医療救護班である方々に対しましてはお渡ししておりますので、そちらでお見せいただく形になるのかなと。

○勝俣委員 これがあれば通してくれるよねということは災害医療協議会で発言して、警察は通しますと、そう言っていました。でも、それは正式なんじゃないので、やっぱり。命令書みたいなのが本来は条例の中にも出すと書いてあるので、それを発行するというのを我々としては担保として、ここには書いておいてほしいと。そういうことなんです。

○野々村課長代理 70ページにあります様式4のところはその辺を書きたくらいというお話でしょうか。

○勝俣委員 そういうのもいいし、別。これ自体は派遣要請書と決定書は我々のところには送ってこないわけでしょう。一旦我々のほうにきて、それでこういうふうにこれだけ出せますよということで、その返事を出すわけじゃないですか。それを見て、決定して、それでそれは拠点の救護所に送っちゃうわけなので、我々のほうには全然こない格好になっているので。

隅っこのことなんですけど、実際出かけるほうの立場になれば、そこのところははっきりして行ってほしいということです。

○中久木委員 すみません、僕は今日の判こが押してある紙を20分くらいかけて探してきましたんですけど、やっぱり部外者としては1階の警備員さんに断れたら入れないので、これ僕にとってはすごく重要な紙なんですよね。なので、個人の名前が書いてある、この目的でというのが確かにないと、本来の現場に、僕らはよくあることなんですけど、入ろうと思って断られて入れなかったりするわけですよ。

そういうような現場からすると、確かに先生のおっしゃっているのはそのとおりだし、僕は一応東京の大学に職員として8年くらい、足かけ20年ほど勤めていますけれども、従事証というのは全くもって知らないのです、もしこのときに人手が足りないから従事証を持っていない人を派遣しようとなったときには、そこにはたどり着けないということになるのかなという気はします。

確かに何かしら、例えばこの様式4の別紙みたいなものでも構わないだろうと、この様式4とそれを持って関所で、いやいやこれでちゃんとと言われて来いと言われていたんだから、この時期って書いてある、今日でしょうって言わないと入れてくれないこ

とは。

○勝俣委員 あるんです。

○中久木委員 あるんですか。それが、だから手元があればいいということですね。それを手元に僕らが持って行けばいいけど、それが先生の手元にないと、おまえ、これを持って行けとも言えないしということなのかなと思うんですけど。

○野々村課長代理 私もちよっと詳しく確認させて、先生が警視庁の方が見せて通していただけるというのは、あくまで、要は外から車で来た場合ということになりますか。それとも普通に歩いていても警察の方にストップをさせられるとか、そういうお話だったのでしょうか。自動車であれば、警察の方が規制をかけますので、入れないことというのはあるのかなと思っているんですけども。

○勝俣委員 震災が起こったときには、環七は全部封鎖です。環七から、都心部には入れないです。

○野々村課長代理 そうですね、そちらは第一次交通規制とか、車の規制という形では確かにありますので、そうしますと、なかなか救急とか緊急車両登録している車以外は、確かに入れないというのがありますので、そこはちょっと別に、緊急車両登録という形をしていただければ通ることが可能になりますので、この従事者証とはもしかしたらまた違うご意見になってくるのかもしれないです。

○勝俣委員 いや、そういうんじゃないくて、緊急車両として登録している暇なんかない。

○野々村課長代理 ですから事前に病院とかはしていると。

○勝俣委員 だから我々がここで派遣要請を受けて派遣するというのは、どういうことかわかりますか。要するに都内が全部一遍に行っちゃったら、それは派遣要請もくそもない、何もできない。そうじゃなくて、都内で震災が起こったときには、海岸部のほうがだめなときには多分あっちの多摩のほうは大丈夫だし、立川のあたりでござったら、多分江戸川のほうは大丈夫ですし。

我々がイメージしているのは、派遣要請があって、そこに人を派遣しなきゃいけないとき、誰が行くかという、被害の少なかった地区からお願いしますってチームをつくって、歩いて行けとは言えませんのでね。ですから、そのとき行くときに、どうやって公用令書というか、あなた行きなさいという命令書ですよ。それを受け取るか、それは難しい面はあります。ありますけど、現実的にはそれが一番の通行手形になる。そういうことなんです。

○野々村課長代理 自分のほうは完全に勘違いしております、そもそも人の流れが入れないという考え方だったと思っておりましたので、今先生のお話にありましたように、区部のほうで被災されたのであれば、当然多摩部の方で行ける人間が行くと。そのときに、目白通りとか、そういうところに入れなく、交通規制がかかってしまいますので、そういうところでスムーズに入れるような形で、何か対応していただけるとありがたいと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○勝俣委員 それは現実の規制線を突破できるかどうかという話であって、本来的にこの派遣要請決定書とか、参集の報告書とか、これはこのガイドラインには書いてありませんけど、法律的な裏づけがない、ガイドラインはあれじゃないでしょう。条例でも何でもないわけですよ。条例で定めた規則だったら、またそれは違うのかもしれないけど。

要するに、ここに書いてあるもので、いろいろ出かけたりする公用文書のかわりにすることはできないはずなんです。条例にはちゃんとあるので、条例に書いてある、こういうものを持って行きなさいというふうに、マニュアルじゃないからいいのかもしれないんですけど、ガイドラインとはいえ、最終的には正式にこういうものをちゃんと持って行きなさいと。これを見てみんなどうしたらいいというふうにするわけなので、それをはっきり載せてほしいというのが、それがお願いなんです。

○中久木委員 ガイドラインのほうに、その文言を入れると。

○勝俣委員 そうですね、このガイドラインに条例からの文言が入っていれば、もうそれだけで、ちゃんと、でも物理的にももらうことができる、できないということはありませんから、それはしようがない、この命令書でもさっきのあれを見せて通してもらえとは思いますが、なんだけれど、それとは別に、ちゃんとそういうものを都は発行するんですということをちゃんと明記してほしい。

○柳澤委員 そうすると参考様式のもう隣くらいのところに、本来であれば条例に基づいて、このような様式が簡易に渡されますよというのをここに掲載をするというようなイメージですよ。

○勝俣委員 そうです。本来。

○柳澤委員 本来だったらもらえるどうかは別として。

○勝俣委員 あるんです、現実に。

○柳澤委員 おっしゃるとおりなんですけど、実際に記載したときに、これは現物そのままが来るかどうかはまだちょっとわからないけれども、理想論としてはこういうのが来ますよということですよ。

○勝俣委員 そうです。それをちゃんと書いておいてほしいと。

○中久木委員 それを51ページに書けばいいと。様式。

○勝俣委員 様式は様式で調べればすぐ出てきますからいいと思うんですけど、51ページのところで。

○中久木委員 記載するのは51ページの文言のほうに入れたほうがいいと。

○勝俣委員 文言のほうにちょっと入れてほしいなど。すみません事務的なことで。

○平田部会長 すみません、私が一番ついていけない状況になっているかもしれませんが、相当うまく書き込まないと、逆にここに書いてあるがゆえに、先ほど来、先生がおっしゃっているように、非常事態であるから、それが手に入らないけど、書いてあるからだめという、逆向きにとられるのも心配ではありますよね。というあたりまで含め

て、適切な書きぶりがどうかというのも、それを事務局と部会長に預らせていただいてよろしいでしょうか。

○勝俣委員 お願いします。

○平田部会長 事務局のほう大丈夫でしょうか。よろしくをお願いします。

○勝俣委員 すみません、時間取っちゃいました。

○平田部会長 いえいえ、現実に関今勝俣委員から紹介していただいた、あるいは中久木委員がご経験されたような、公式に依頼をかけているにもかかわらず、非常時であるがゆえに逆に足どめを食らうという事態は、やはり何とか道筋を、ガイドラインですから、つけておかないといけない重要なポイントではないかとも思いますので、非常に貴重なご意見をありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

○中久木委員 質問なんですけど、さっき野々村さんからお話があった通行証は事前に申請ができるような話がちょろっとあった気がするんですけど、それは例えばDMA Tとかを抱えている病院とかが事前に申請できるということで、いわゆる歯科医師会という一般歯科医院がある中で、例えば災害担当の先生とかは、その自分の病院の自家用車に近い車とか、頑張っても歯科の往診車を事前に登録するということが可能なんでしょうか。

○野々村課長代理 そうですね、ちょっと確認させていただかなければいけないところになりますけれども、私どもは財務局のほうにお願いをして、登録しているという経緯になりますので、その根拠がどのようになっているのかによって、できる、できないというお話になるのかなと思いますので、そこを確認させていただければと思います。どこまでができるのか、できないのかということですかね。わかりました。

○中久木委員 ありがとうございます。もしそういう手もあるなら、それこそ歯科医師会の先生方に何台か登録しておいてもらったら、話が早いのかもしれないなと思ったもので。すみません、ありがとうございます。

○平田部会長 そのあたりはぜひ情報提供というか、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、その他の点について、事務局から連絡事項等の説明をお願いいたします。

○三ツ木歯科担当課長 それでは事務連絡事項のご案内をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、議事録等の取り扱いについてでございます。議事録や本日の資料等につきましては、ホームページで公開していきますので、ご了承ください。

また本日の議事録につきましては、速記記録が整いましたら、委員の皆様にご確認のためお送りさせていただいた後に公開していきますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、今後のスケジュールでございますが、今日いただきましたご意見を受けまして、ガイドラインの最終案を作成いたします。7月24日に開催予定をしております災害医療協議会に報告し、決定していくという形になってまいります。

完成版はでき上がり次第、委員の皆様にお送りさせていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願いたします。

以上でございます。

○平田部会長 ありがとうございます。完成版、皆様のお手元にお届けいただけるということですので、いましばらくお時間いただいてということです。

それから、ちょっと意見をお伺いできなかったのがあれですが、西澤委員、藤山委員にも大変ご尽力いただきましてありがとうございます。

加えて本日、もうこれで大丈夫かなというところまであったんですが、非常に有意義なご意見を多数いただきまして、現時点でできる限りのいいガイドラインができたのではないかというふうに思っております。部会の委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後、三ツ木課長のほう、お願いたします。

○三ツ木歯科担当課長 今、委員長のほうからもいろいろお話がございましたが、特に最後のところは、我々ちょっと知らないご意見も伺えましたので、本当に貴重な意見をありがとうございました。

また、数回にわたりまして、活発なご意見をいただきましたこと、まことにありがとうございます。この意見をしっかりと反映できるような形でよりよいガイドラインということで完成を目指していきたいと思っております。これをもちまして第3回検討部会を終わります。

本日はどうもありがとうございました。

(午後 7時53分 閉会)